

第2章

多摩市の農業

1 多摩市の状況

(1) 位置・地形・自然環境

本市は東京都の多摩丘陵のほぼ中央北側、都心から約 30～35km 圏の東京都西部に位置し、東側は稲城市、北側は多摩川を挟んで府中市、西側は日野市と八王子市、南側は町田市、神奈川県川崎市といった多くの市に接し、東西約 7.3km、南北約 5.9km、面積は 21.01 km²となっています。

地形は、南部の多摩丘陵と北部の多摩川低地からなり、北部に多摩川が流れ、この支流である乞田川、大栗川が多摩丘陵に奥深く入り込み、多くの谷戸が形成されていた地域です。宅地開発にあたっては丘陵地の宅地造成が行われ、急傾斜地や高低差のある宅地などが各所で見られます。

市内には、多摩丘陵の面影となる樹林地が残されており、ニュータウン開発によって整備・再生された公園・緑地などの自然的環境は、多摩市を特徴づける大きな要素となっています。また、多摩川をはじめとした水辺では、野鳥や水生生物の重要な生息空間となっており、比較的豊かな生態系が形成されています。

〔多摩市の位置〕



資料：多摩市みどりの基本計画



市章



シンボルマーク

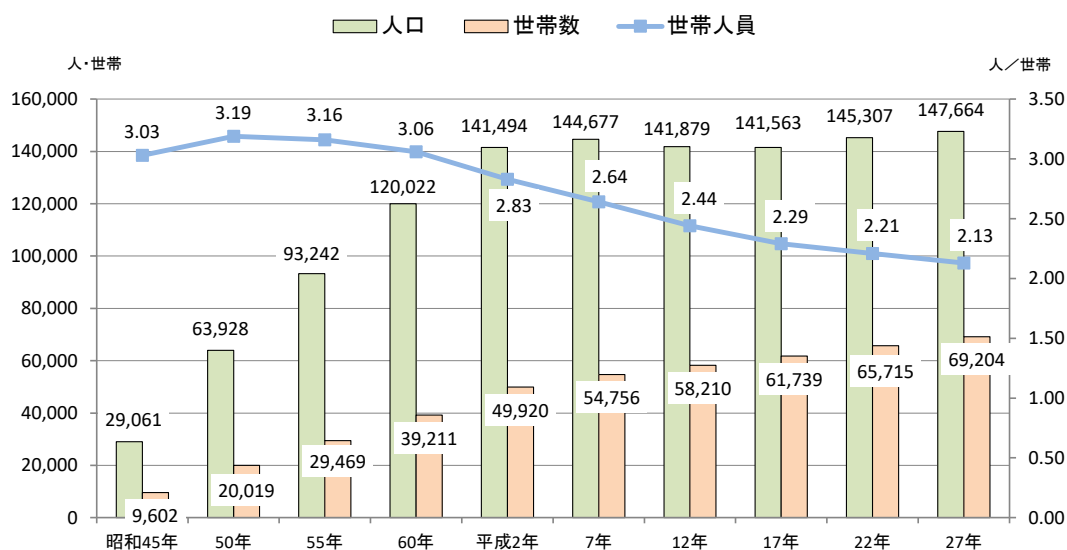
(2) 人口・世帯数

かつての急激な人口増加はおさまり、平成2年以降は横ばい傾向にあり、平成27年には147,664人となっています。

世帯数は、総人口の増加に比例し、平成27年では69,204世帯と増加傾向にありますが、世帯人員は2.13人と減少傾向です。

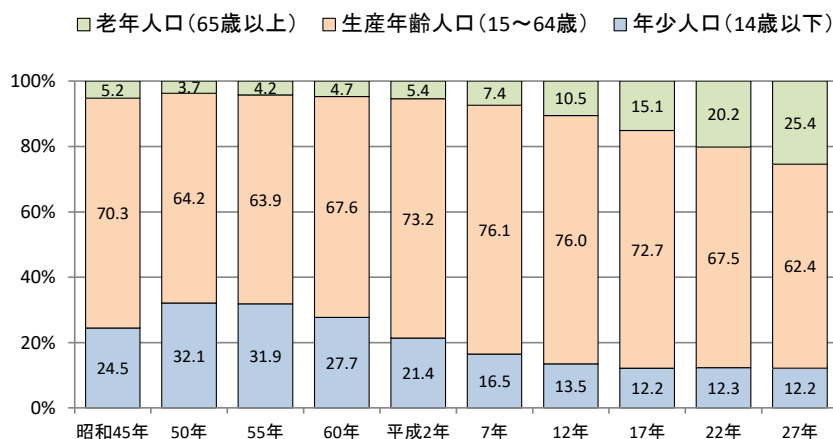
年齢階層別人口は、14歳以下の減少（平成7年16.5%から平成27年12.2%）とともに65歳以上の増加（平成7年7.4%から平成27年25.4%）など、少子・高齢化の進行が見られます。

〔人口、世帯数、世帯人員の推移〕



資料：統計たま 住民基本台帳（各年10月1日）

〔年齢階層別人口の推移〕

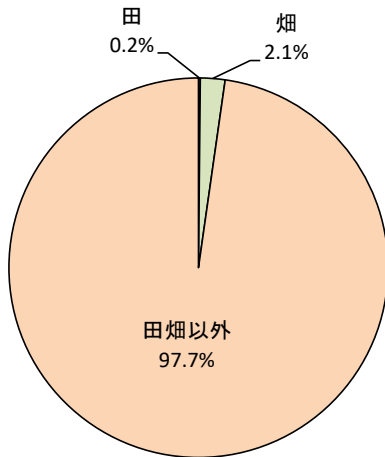


資料：統計たま 住民基本台帳（各年1月1日）

(3) 地目別土地面積

平成 27 年度の地目別土地面積では、畑は市全体（1,995.8ha）の 2.1%（41.9ha）となっています。また、わずかではありますが田が 0.2%（3.1ha）あります。近年の推移では、田畑ともに減少傾向となっています。

〔地目別土地面積の割合（平成 27 年）〕



資料：統計たま 市民経済部課税課



農地の持つ多面的な機能イメージ図

資料：農林水産省ホームページより

2 多摩市農業の沿革

(1) これまでの歩み

本市は、南部の多摩丘陵と北部の多摩川低地からなり、北側に多摩川が流れ、この支流である大栗川と乞田川が多摩丘陵に深く入り込み、多くの谷戸が形成された地域です。

戦前までは、多摩川と大栗川に挟まれた平地が広がる地域は、多摩川の恩恵を受けた水田地帯でした。丘陵部は、谷戸田が山際まで迫り、丘には畑が広がっており、稲・麦・粟・野菜類を栽培し、生計を立てていました。

太平洋戦争中、当時の連光寺東部地区の一部が陸軍多摩弾薬庫用地として接収され、この地に存在した集落は移転を余儀なくされ、移転せずにすんだ農家もかなりの水田と畑を接収されてしまいました。これらの地は、終戦後、耕作を行っていた時期もありましたが、朝鮮戦争勃発により、再び接収され、現在に至っています。

戦後、農地改革が行われ、多くの自作農が誕生しました。しかし、一軒の農家がまとまって農地を所有しておらず、点在している状況でした。また、失業対策事業による農道・用水取水口の整備が各集落において行われ、特に農道整備においては、農家が土地を寄付することにより整備を図ったものも多く見られました。

昭和30年代の高度経済成長時期には、東京の市街地が郊外に延びはじめ、都市化の波が純農村であった多摩村にも押し寄せてくることになりました。

こうしたことから、都市生活者への食糧供給として、野菜・園芸作物・植木生産・養鶏・乳牛の飼育が始まるとともに、昭和34年には国庫補助事業を導入し、連光寺青年研修所（現在の連光寺本村集会所）が建設されました。馬引沢地区では地域の努力により生活改善センターが建設されました。昭和39年には町で農業近代化施設補助を始め、農業振興施策の展開を図ってきました。この頃が、本市における都市農業の創世期といえるでしょう。

都市農業の息吹が上がった昭和30年代には、大手私鉄による宅地分譲や東京オリンピック開催に伴う駒沢公園等の建設の移転住宅として一ノ宮住宅の造成等により、田畑が住宅に変わりました。その後も旧連光寺東部団地、旧馬引沢団地、京王一ノ宮住宅の小規模開発が行われ、ゴルフ場も同時期に3カ所建設されたことにより、農地の減少が見られました。

昭和39年には、一ノ宮関戸外四ヶ字連合土地改良区の解散がありましたが、産業としての農業に対しての大きなダメージではありませんでした。

多摩の農業に大きな転換を迫ったのは、昭和41年に事業認可された多摩ニュータウン開発でした。多摩ニュータウン開発では、既存集落の住民から、計画区域からの除外要望が出されたことにより、開発区域内の既存集落を新住宅市街地開発事業から除外し区画整理事業で施行することになりました。昭和45年には馬引沢地区等が編入され、約220haもの面積が区画整理事業の区域となりました。谷戸に沿った農家の集落は、地区の大半は畑と水田で、農家の大部分は兼業農家でした。区画整理区域内の農家では、転業や規模の縮小を余儀なくされ、また祖先から築き上げてきた大切な表土が失われ、堅い赤土や石が多い土と苦闘しながらの営農を続けた農家も多かったです。

また、ニュータウンの区域外でも都市化の進展が激しく、道路に面している農地は開発が進み、宅地に変貌することが多くなりました。

このような中でも、農家は農協園芸センターを設立し、都市住民への植木の供給を行うとともに、ガラス温室の導入などの対応を行い、農業経営への転換を模索しました。市としても農業団体への助成や花卉植木育苗補助を始め、昭和50年には多摩土地区画整理事業の一部で仮換地の使用収益が開始された

ことに伴い、市と農協が一体となり土壌改良実験を行いました。また、休耕田対策として昭和46年に「こども農園」がスタートし、昭和61年には、一般市民を対象を広げ「家庭菜園推進事業」を開始しました。

昭和50年代後半には、農地に対する課税負担の軽減のため、農地並課税とする長期営農継続農地制度ができました。このような状況の中で、都市農業の新たな展開と市の特産品を作ろうと検討が開始され、朝顔生産がはじまり、昭和56年に最初の品評会が行われました。それ以降「朝顔市」として現在まで続いています。また農協では、農産物の即売を行う等の様々な事業展開を行うようになりました。

しかし、一方では、安定した収入を得るためや、相続税対策として、やむなく農地をアパートや駐車場に転用する者も増えました。そうした中、農業の基盤となる農地の税制改正が行われ、平成3年には、それまでの長期営農継続農地制度が廃止され、新生産緑地制度への移行が行われました。

このことは、農家が将来にわたって農業を続けていくか否かを選択することとなり、その結果、平成4年の新生産緑地制度のスタート時には、市内農地83.3haのうち約28haが生産緑地の指定を受け、都市の中で保全されるべき農地が明確に位置付けられました。

この新生産緑地制度を踏まえて、今後の農業振興策を定めた本市では初めての農業分野の行政計画となる多摩市都市農業推進計画を策定し、様々な取り組みを開始しました。

平成5年度から農家の代表者である農業委員会が市民に都市農業への理解を深めてもらう取り組みとして児童館との共催により、親子が野菜の植え付けから収穫まで行う「家族体験農業」を、平成7年度から市民の農業への理解を促し、市民と農業者の交流を図るために、市内農地をめぐり収穫体験を行う「農業ウォッチングラリー」を始めました。

農業の生産基盤である農地を整備する土地改良事業にも取り組みました。東京都の補助事業として生産緑地保全整備事業を平成6年度に関戸地区、平成7年度に連光寺地区で実施しました。平成9年度には国庫補助を受け、旧一ノ宮関戸外四ヶ字連合土地改良区が浅川に設置した農業用水樋門の撤去工事及び築堤護岸工事を農業用河川工作物応急対策事業として実施しました。

後継者対策としては、平成8年度にJA東京みなみ多摩地区青壮年部員を対象にパソコンを活用した経理事務の取り組みを行いました。

平成7年に食糧管理法が廃止され、米の政府買い上げがなくなり全て自主流通に移行することを踏まえ、市内産米の新たな販路の開拓、特産品開発等を目的として、多摩市産米を100%使用した日本酒「原峰のいずみ」を農家、酒販組合、JAと共に開発し平成8年から販売を開始しました。品種としては、これまでに若水、そして現在では五百万石の酒造好適米を栽培しています。

この酒造好適米のうち酒米として出荷できなかった米の有効利用の観点から、味噌作りを目標に試作研究を重ねた結果、平成10年4月に「多摩の味噌 原峰のかおり」の試作品を完成しています。平成12年8月には、味噌の増量製造を目的として、多摩市の水稻生産農家4戸を中心に組織化した農事組合法人「多摩市農産加工組合」が設立され、販売が開始されました。

平成11年に国が「食料・農業・農村基本法」を制定したことを踏まえ、平成13年に多摩市都市農業推進計画の後継計画として「多摩市農業振興計画」を策定しました。

これ以後、エコファーマーなど環境保全型農業の取り組みが始まり、それまで長年続いていた米の生産調整の取り組みが終了しました。

平成21年3月に認定農業者制度を開始させることを目的に「多摩市農業振興計画（改訂版）」を策定しました。

平成 22 年 3 月には、学校給食に安定的な市内農産物を供給することを目的に、これまで学校給食に出荷していた農業者により、多摩市学校給食連絡協議会が設立されました。

市民への直売や情報発信の取り組みとして、平成 22 年度から 23 年度には「地産地消等アンテナショップ試行業務委託」を行い、永山に多摩市と友好都市である長野県富士見町の共同アンテナショップ「Ponte」を開設、平成 25 年度から「市内農産物及び特産品販売促進業務委託」を行い、多摩市の農産物応援サイト「agri agri」を開設しています。

農業の新たな担い手づくりとする「援農ボランティア」の取り組みでは、平成 23 年度に農業の「担い手対策研究業務委託」を実施し、その成果を生かし平成 27 年度より「援農ボランティア講習会」が開催され、講習生を受け入れる農家も広がってきており、講習会修了生も増えています。

農業生産では、平成 29 年度には明治大学との連携として、アスパラガスの採りつきり栽培[®]※1、ミニトマトのソバージュ栽培[®]※2に取り組み、新たな栽培方法として期待されています。

※1 苗定植後 1 年間株を育成し、翌年の春に萌芽した茎を全て採りきる栽培。病気の発生も少なく、防除などの作業が少なく済むため省力化が図れる。

※2 ミニトマトの苗を露地に定植後、芽かきや誘引などをあまり行わない放任状態に近い状態で栽培する方法。

生産緑地については、平成 4 年以降、平成 5 年から 8 年まで追加指定を行い、その後追加指定は行われていませんでした。しかし、その後の農業委員会からの働きかけにより、平成 17 年度に追加指定を一時再開し、更に平成 25 年からは毎年追加申請の受付をしています。平成 29 年時点において、多摩市では約 28ha の生産緑地が維持されています。

農業・農地がもつ多面的機能が国民（消費者）側からも注目され、都市農業の果たすべき役割への期待が高まっていることや、人口減少社会となり住宅需要の減少などの社会的要因を受け、国は都市農業の振興と都市農地保全に向けて、平成 27 年に「都市農業振興基本法」を制定しました。平成 29 年には生産緑地法の一部改正し「特定生産緑地制度」を創設、平成 30 年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行を行っており、都市農業は大きな転換期を迎えようとしています。

（２）多摩市農業の特徴

本市の農業は、多摩ニュータウン開発や区画整理事業をはじめとする都市化の進行により、農地・農家の減少が進み、小規模で農業販売額も少ない自給的農家（農林業センサスの規定する「経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ年間販売金額が 50 万円未満の農家」）が 7 割を占めています。一方このような状況の中でも、営農を続けている農家は、団結力が強く、全国でも早いうちに共同直売を行い、露地野菜を主とした少量多品目生産により、市民に安全・安心で新鮮な農産物を供給しています。少量多品目生産は、小回りの利く農業として市民の細かなニーズに応えることが可能になっています。また、椎茸栽培や朝顔生産なども行われており、さらに、水田を持つ数少ない農家が協力し合い農事組合法人を設立し、味噌づくりを柱とする農産物に付加価値をつける取り組みにより、農業生産を通して多摩市農業の原風景を維持、保全しています。

市民との関係では、農協との連携による学校給食への地場野菜の供給、家族体験農業、農業ウォッチングラリーなど市民に身近な農業としての取り組みを進めています。

市民は、農地保全意向が高く、近年は援農ボランティアに参加する市民が増加しつつあり、農家と市民の協働による農業・農地の維持保全の動きも始まっています。

3 多摩市農業・農地の現状

(1) 農地の現状

平成 29 年度の農地面積は、41.1ha で総土地面積の 2.0% で、うち生産緑地面積は、28.0ha で農地面積の約 68.1% となっています。また、相続税納税猶予制度適用農地面積は、12.1ha で生産緑地面積の 43.2% を占めています。

農地面積は減少傾向にあり、平成 4 年の 83.3ha から平成 29 年では 41.1ha となり、42.2ha (年平均 1.7ha 減) の減少となっています。また、生産緑地面積は、平成 4 年と平成 29 年で見ると 0.1ha の微増となっており、農地面積は減少傾向にあることに対し、生産緑地面積は概ね横ばい傾向となっています。

〔農地面積〕

(単位:ha)

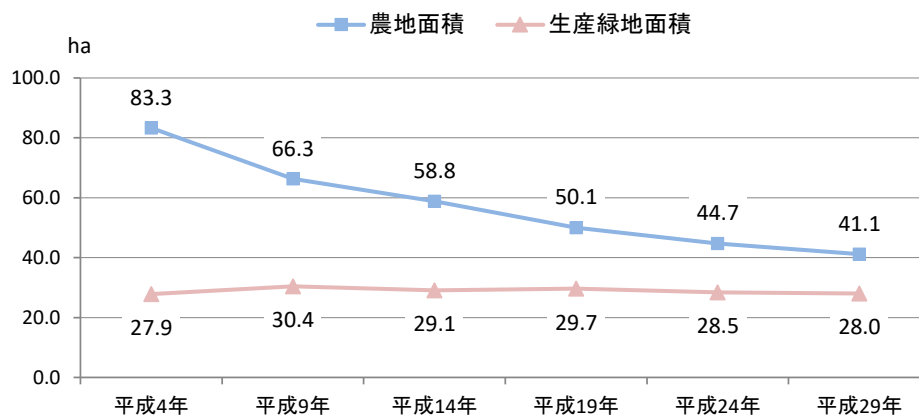
項目	面積	
総土地面積	2,101	
農地面積(H29)	41.1	2.0%(総土地面積に対する割合)
うち生産緑地面積(H30)	28.0	68.1%(農地面積に対する割合)
相続税納税猶予制度適用農地面積(H30)	12.1	43.2%(生産緑地面積に対する割合)

資料：平成 29 年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック

※生産緑地：都市計画法による地域地区の一種で生産緑地法により制度化され、「農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資する」ため区市が指定。生産緑地に指定されると長期の営農が義務づけられるが、税の軽減措置が受けられる。

※相続税納税猶予制度：相続又は遺贈により農地等（農地、採草放牧地及び準農地）を取得し、当該農地及び採草放牧地が引き続き農業の用に供される場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税が、一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除される。

〔農地面積・生産緑地面積の推移〕



資料：農地面積は固定資産の価格等の概要調査、生産緑地面積は都市整備部都市計画課

〔生産緑地地区の指定状況〕

年度	追加		削除		面積精査等		全体		地区数
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	面積(m ²)	面積(ha)	
平成4	147	278,600	0	0	0	0	278,600	27.86	147
平成5	12	12,470	0	0	0	0	291,070	29.11	153
平成6	8	12,520	1	540	0	0	303,050	30.31	158
平成7	2	3,150	0	0	0	0	306,200	30.62	158
平成8	1	60	0	0	0	0	306,260	30.63	158
平成9	0	0	2	2,160	1	+80	304,180	30.42	157
平成10	0	0	0	0	7	-200	303,980	30.4	156
平成11	0	0	1	1,290	0	0	302,690	30.27	155
平成12	0	0	1	2,980	0	0	299,710	29.97	155
平成13	0	0	0	0	4	-2110	297,600	29.76	155
平成14	0	0	1	1,610	11	-4,690	291,300	29.13	156
平成15	0	0	3	2,620	3	-780	287,900	28.79	154
平成16	0	0	2	4,270	44	+16,370	300,000	30	152
平成17①	0	0	5	3,880	3	+300	296,420	29.64	149
平成17②	13	10,120	0	0	0	0	306,540	30.65	158
平成18	0	0	6	7,030	2	+20	299,530	29.95	156
平成19	0	0	4	2,900	0	0	296,630	29.66	153
平成20	0	0	4	2,890	0	0	293,740	29.37	151
平成21	0	0	2	1,900	5	-130	291,710	29.17	149
平成22	0	0	2	1,390	0	0	290,320	29.03	147
平成23	0	0	2	1,780	0	0	288,540	28.85	145
平成24	0	0	0	0	2	-3870	284,670	28.47	144
平成25	2	810	4	2,760	2	-110	282,610	28.26	146
平成26	4	3,420	2	1,370	0	0	284,660	28.47	146
平成27	0	0	2	880	0	0	283,780	28.38	145
平成28	0	0	8	4,430	5	+1720	281,070	28.11	140
平成29	1	10	2	910	0	0	280,170	28.02	139

※面積は、都市計画上の面積のため10㎡単位としています。

※平成17年度は、生産緑地の都市計画変更を2回行っているため、2回分記載しています。

【備考】

追 加：所有者の意思によって追加が行われた場合の件数と面積を記載しています。

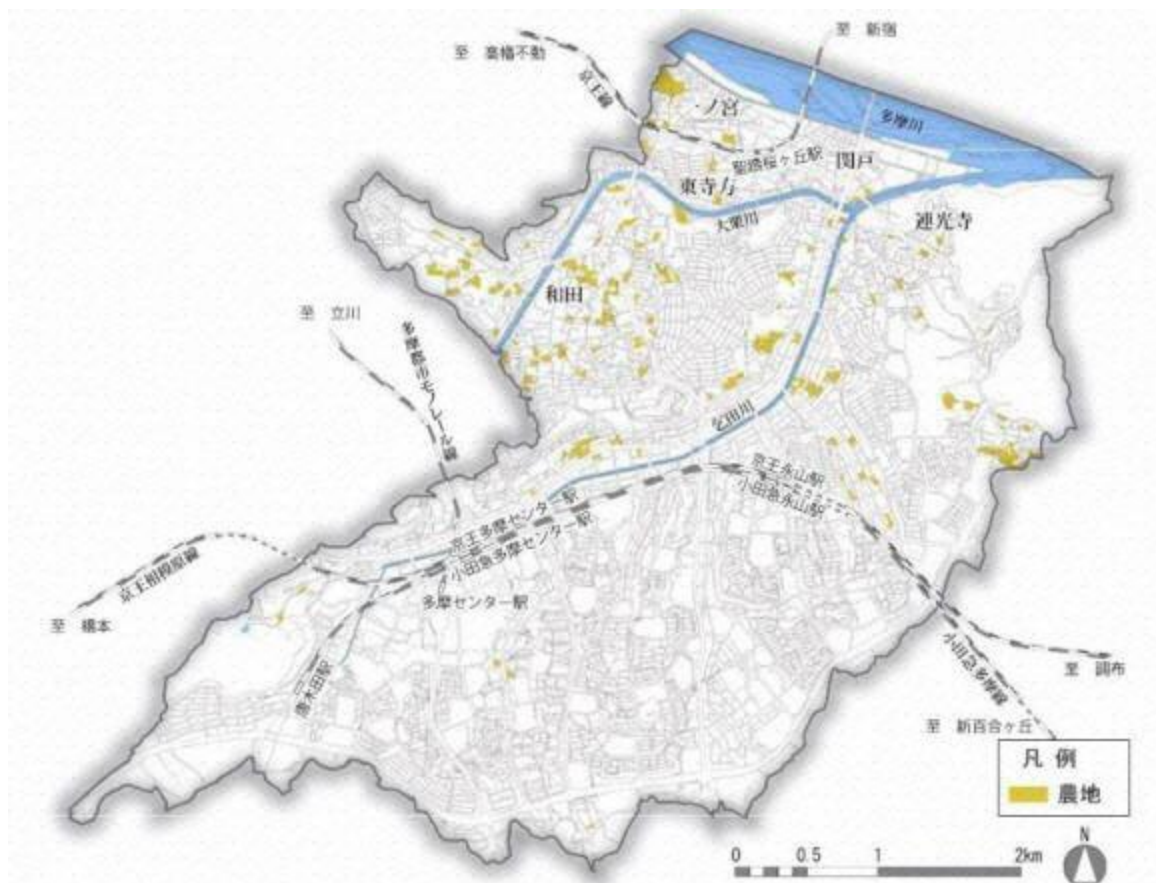
削 除：所有者の意思によって削除が行われた場合の件数と面積を記載しています。

面積精査等：地籍調査による面積精査や区画整理による換地、公共用地の取得のためなどを要因とする件数と面積を記載しています。

全 体：生産緑地の全体面積を記載しています。

地 区 数：生産緑地の全体の地区数を記載しています。

〔農地の位置〕



資料：都市計画基礎調査 - H20（多摩市）

農地の転用状況は、平成 21 年から平成 29 年の間では、年平均約 46.3 件、面積平均約 20,360.8 m²（1 件あたり約 439.8 m²）となっています。この数値については、農地転用届けを出したにも関わらず、地目変更登記を行わずにいた土地を、所有権移転等の際に地目変更登記が必要となったため、再度転用の届出をしたものも含む参考値です。

〔農地の転用状況〕

年度	第4条		第5条		計	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
21	15	5,856.5	30	10,943.7	45	16,800.2
22	22	9,727.0	23	20,007.5	45	29,734.5
23	21	12,044.1	19	3,391.0	40	15,435.1
24	21	12,913.0	14	4,177.3	35	17,090.3
25	22	11,449.3	31	18,109.4	53	29,558.7
26	12	2,207.6	22	7,487.1	34	9,694.7
27	25	13,927.7	36	14,769.9	61	28,697.6
28	25	9,352.9	33	9,072.4	58	18,425.4
29	18	7,165.2	28	10,645.7	46	17,810.9

資料：多摩市決算事業報告書を基に作成。

(2) 農業産出額

平成28年の農業産出額は約131百万円で、野菜が79.4% (104百万円)、果樹が18.3% (24百万円)、稲・麦類が1.5% (2百万円) を占めています。上位品目の順位は、トマト(10%)、ブルーベリー(9%)、ナス(6%)、エダマメ(3%)、ネギ(3%)となっています。

近年では、農家数は減少するものの、農業産出額は横ばいで推移しています。全体の農地面積が減少する一方で、生産緑地は維持されています。このことから、生産緑地の維持は、農業産出額の確保と連動しているものと考えられます。

〔農業産出額内訳 (平成28年)〕

品種	産出額(百万円)	構成比
合計	131	100.0%
野菜	104	79.4%
果樹	24	18.3%
稲・麦類	2	1.5%
豆類	0	0.0%
そば・雑穀類	0	0.0%
工芸農作物	0	0.0%
花き	0	0.0%

〔農業産出額順位 (平成28年)〕

順位	品目	構成比
第1位品目	トマト	10%
第2位品目	ブルーベリー	9%
第3位品目	ナス	6%
第4位品目	エダマメ	3%
第5位品目	ネギ	3%

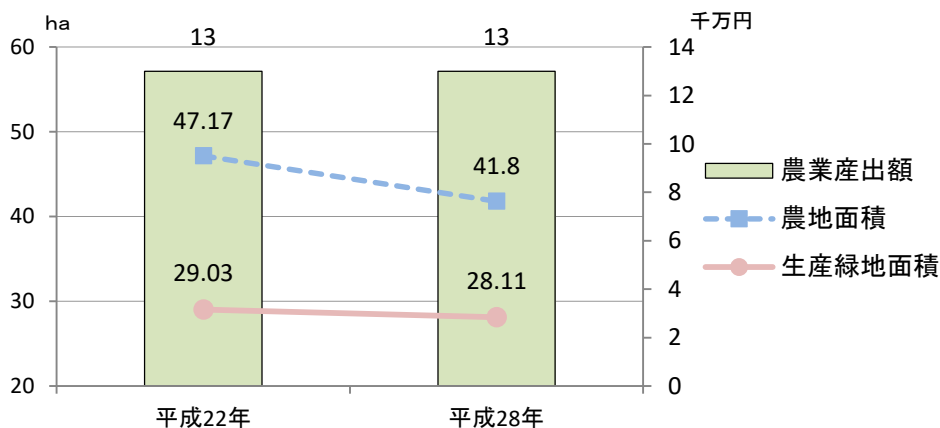
※グランドカバー類は除く

資料：平成29年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック

※植木・緑肥作物は除く。

※表示単位に満たないものは、「0.0%」で表記。

〔農業産出額と生産緑地面積〕



資料：平成22年～平成28年の農業産出額は東京都農産物生産状況調査結果報告書

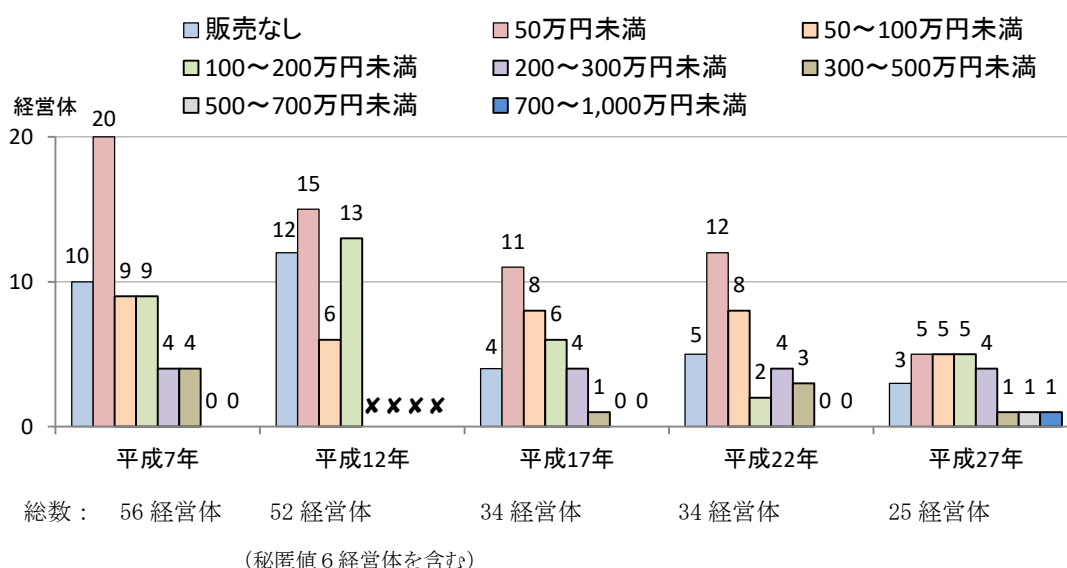
※農業産出額：その年の農業生産活動によって生み出された品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出されたもの。

(3) 農産物販売金額

平成 27 年の農産物販売金額規模別経営体で見ると、販売なしが 3 経営体、50 万円未満が 5 経営体、50～100 万円未満が 5 経営体と 100 万円未満が全体の半数以上を占めており、100～200 万円未満の 5 経営体を含めると 72.0%となっています。また、500～700 万円未満と 700～1,000 万円が各 1 経営体となっています。

平成 17 年との比較では、全体の経営体が減少している中で、100～200 万円未満が 6 経営体から 5 経営体、200～300 万円未満が 4 経営体を維持しており、500～700 万円未満、700～1,000 万円未満が各 1 経営体と新たに出現しています。

〔農産物販売金額規模別経営体数の推移〕



資料：農林業センサス

※平成 7 年、12 年は販売農家数。平成 17 年は、家族経営体数。平成 22 年、27 年は、農業経営体数。

※農業経営体：「経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業」、又は「農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が農林業経営体の一定の外形基準以上の農業」、又は「農作業の受託の事業」を行う者。

※家族経営体：農業経営体のうち、個人経営（農家）及び 1 戸 1 法人（農家であって農業経営を法人化している者）

※平成 12 年の農林業センサスの集計方法ではを 2 以下の数値を秘匿値として「×」で表記している。

(4) 農産物別作付面積・収穫量

野菜作付延べ面積は、バレイショが最も多くなっており、果樹面積は、クリ、ウメ、ブルーベリー、カキが上位を占めています。

花き類は、切花・切葉・切枝の面積が 0.1ha、家畜飼養状況では、養鶏は 3 戸、養蜂は 2 戸で行われています。

〔平成 28 年 野菜作付延べ面積順位〕

品目	面積 (ha)	収穫量 (t)
バレイショ	1.9	43
ダイコン	1.1	50
ネギ	1.0	21
ホウレンソウ	0.9	12
エダマメ	0.9	9
サトイモ	0.8	9
カンショ	0.8	14
ナス	0.7	60
ハクサイ	0.7	36
キュウリ	0.5	15

〔平成 28 年 主要果樹面積・収穫量〕

品目	面積 (ha)	収穫量 (t)
クリ	3.4	4
ウメ	2.5	3
ブルーベリー	2.0	6
カキ	1.7	13
ウンシュウミカン	0.5	0
ブドウ	0.3	3

〔平成 28 年 花き類の面積・出荷量〕

品目	面積 (ha)	出荷量 (千本・鉢・球)
切花・切葉・切枝	0.1	3
球根	-	-
鉢もの	0.0	1
花壇用苗もの	0.0	5

〔家畜飼養状況（採卵鶏は平成 29 年、みつばちは平成 30 年）〕

家畜	飼養頭数 (みつばち:ほう群数)	戸数
採卵鶏	79	3
みつばち	4	2

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書（平成 28 年産）

東京都畜産関係統計資料

※表示単位に満たないものは、「0」「0.0」で表記。

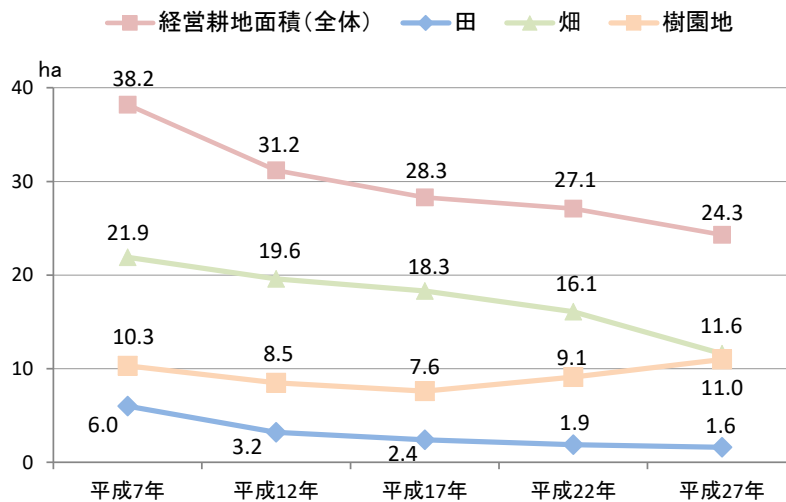
※該当なしは「-」で表記。

(5) 経営耕地面積

平成27年の経営耕地面積は、畑が11.6ha、樹園地が11.0ha、田が1.6haであり、畑が経営耕地面積の47.7%を占めています。平成7年から27年までの推移では、田が6.0haから1.6ha、畑が21.9haから11.6haに減少しています。樹園地は平成7年の10.3haから平成17年までは減少していますが、その後増加し平成27年には11.0haとなっており、田、畑の減少に対して樹園地の増加が目立ちます。

経営耕地面積規模でみた農業経営体の平成27年の経営耕地面積は、0.5ha以上の経営体は21.4ha（全体の88.1%）、そのうちの1ha以上の経営体は16.0ha（同65.8%）となっています。平成22年のそれは、0.5ha以上経営体は24.0ha（同88.6%）、うち1ha以上は13.7ha（同50.6%）でしたから、ここ5年の変化では1ha以上の規模の大きな経営体の経営耕地面積は維持されている状況がうかがえます。

〔経営耕地面積の推移〕 ※ 市外農地含む

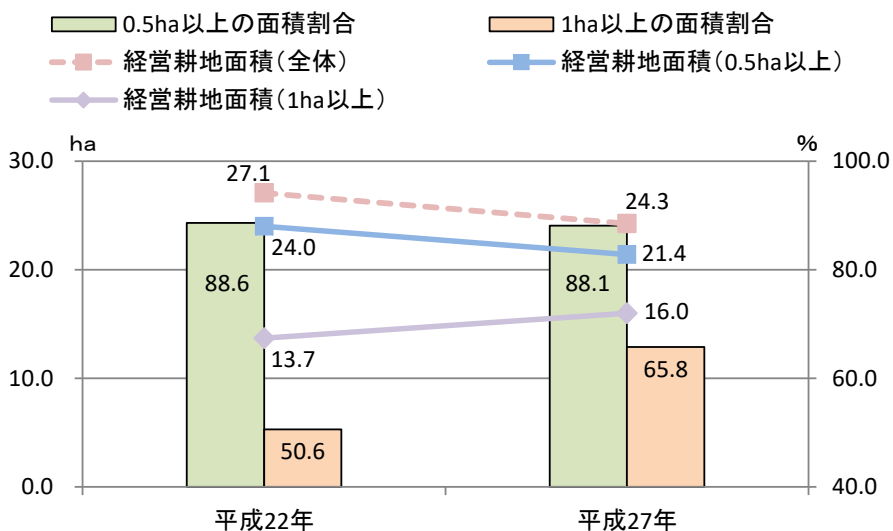


資料：農林業センサス

注) 平成7年、12年は、販売農家。平成17年は、家族経営体。平成22年、27年は、農業経営体の数値。

※経営耕地面積：農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積。〔経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地〕。

〔経営耕地面積0.5ha以上の経営体の経営耕地面積の推移〕



資料：農林業センサス 平成17年以前はデータなし。

4 農業者の状況

(1) 農家数・農業の担い手

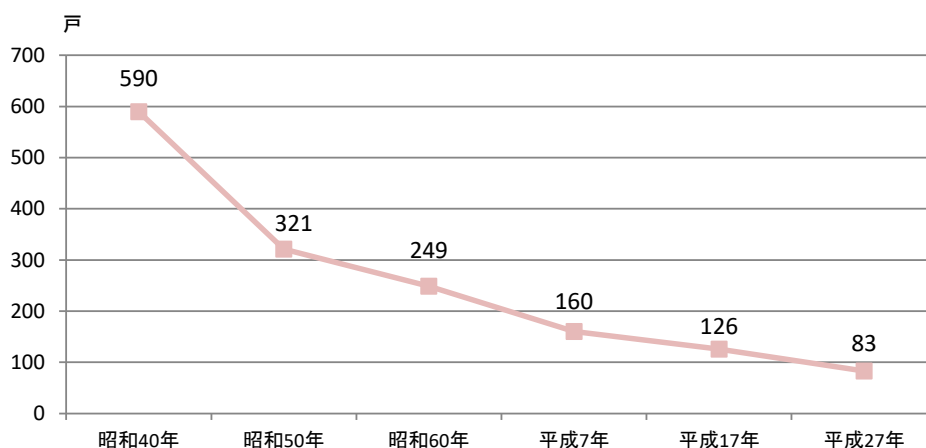
① 農家数

平成27年の農家数は83戸で、総世帯(69,204世帯)の0.1%となっています。

農家数の推移では、多摩ニュータウン開発の影響を受けた昭和40年から50年の10年間で、590戸から321戸と269戸減少し、年間約27戸の減少となっています。一方、平成17年と平成27年では、農家数が126戸から83戸に減少し、年間約4戸の緩やかな減少となっています。

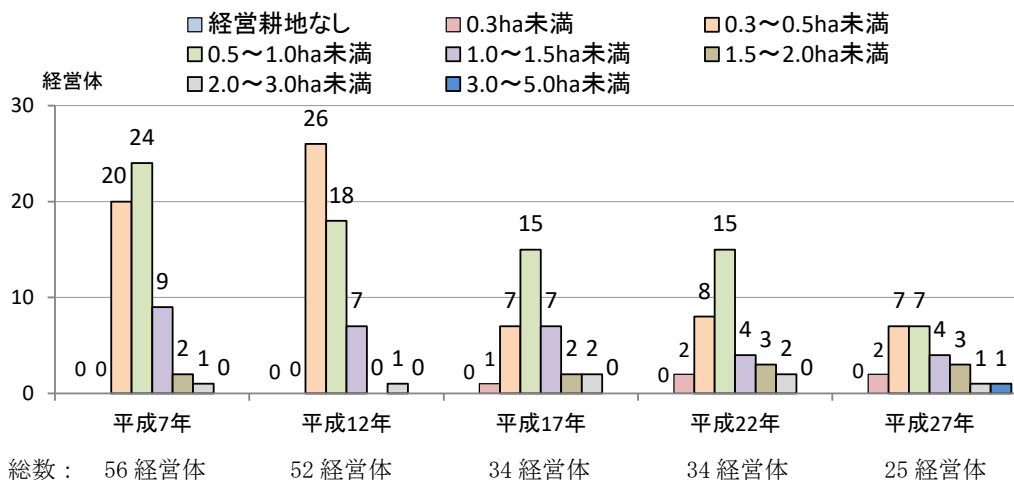
農業経営体は平成17年から平成27年に、34経営体から25経営体に9経営体減少しています。経営耕地面積別でみると、0.5～1.0ヘクタール経営体が15から7へ大きく減少し、全体に占める割合も44.1%から28.0%へ大きく低下しました。1ha以上の経営体は11から9へ2経営体減少しました。平成27年の1ha以上の経営体数は全体の36.0%ですが、既にふれたように経営耕地面積では全体の65.8%を占めています。

〔農家数の推移〕



資料：農林業センサス

〔経営耕地面積規模別経営体の推移〕



資料：農林業センサス

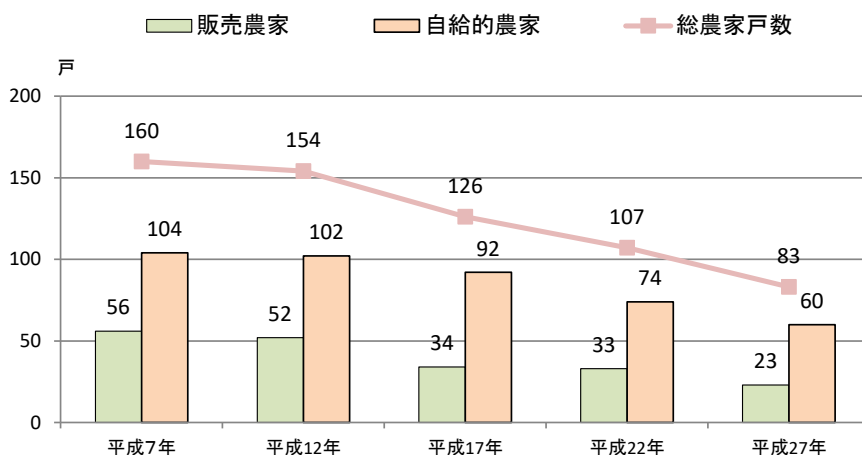
注) 平成7年、12年は販売農家数。

②販売農家と自給的農家

平成7年から平成27年の推移で見ると、農家数が160戸から83戸と約5割の減少に対して、販売農家は56戸から23戸と約6割の減少、自給的農家は104戸から60戸と約4割の減少となっています。平成27年では、販売農家23戸に対して、自給的農家は60戸であり、全体の7割が自給的農家となっています。

また、販売農家について主副業別で見ると、主業農家は平成17年以降急増していますが、これは準主業農家から移行したものと考えられます。平成22年から平成27年の推移では、主業農家が8戸から4戸、準主業農家が14戸から9戸、副業的農家が11戸から10戸と減少しています。

〔販売・自給的農家の推移〕



資料：農林業センサス

※販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農家販売額が50万円以上の農家。

※自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農家販売額が50万円未満の農家。

〔主副業別農家数の推移（販売農家）〕

(単位:戸)

	主業農家	うち 65歳未満 農業専従者 がいる	準主業農家	うち 65歳未満 農業専従者 がいる	副業的農家
平成12年	0	0	27	19	25
平成17年	8	6	15	11	11
平成22年	8	8	14	10	11
平成27年	4	3	9	7	10

資料：農林業センサス

※主業農家：農業所得が主（所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

※準主業農家：農外所得が主（所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

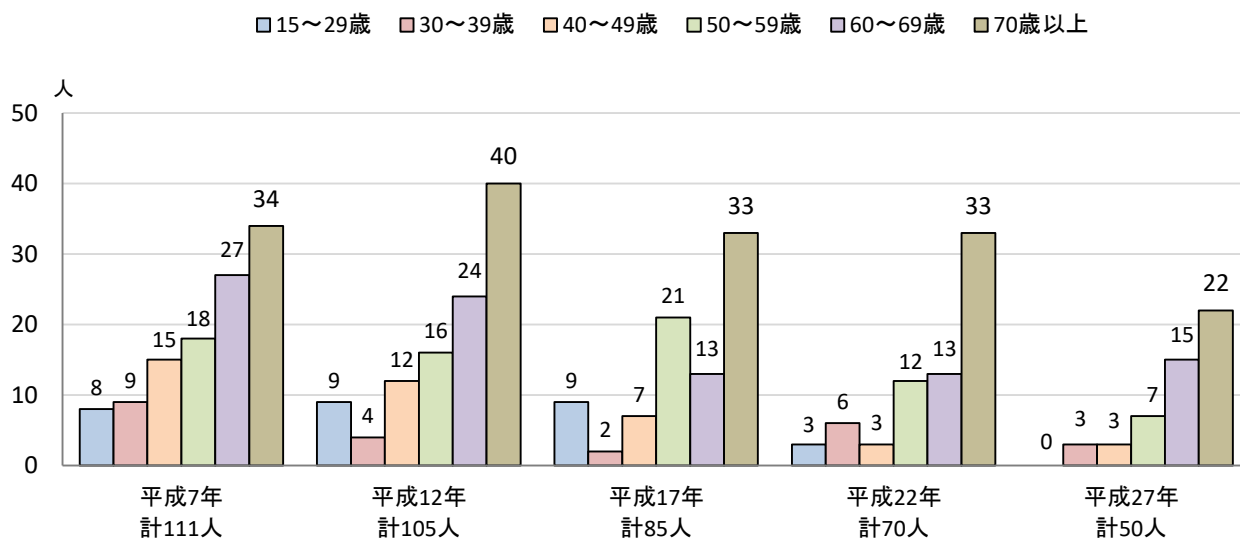
※副業的農家：1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）。

③農業就業人口

平成7年から平成27年の20年間の推移を見ると、111人から50人と半数以下に減少しており、平成7年～17年、平成17年～27年の各10年間では、前半の10年で26人の減少、後半の10年で35人の減少となっています。

年齢区分で見ると、平成27年で50歳代が7人、60歳代が15人、70歳以上が22人と高齢化しており、平成7年から平成27年のいずれの年も70歳以上が最も多く、3～5割近くを占めています。

〔農業就業人口の推移〕



資料：農林業センサス

※農業就業人口：15歳以上の世帯員のうち、1年間に自営農業のみに従事した者、又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者。



④認定農業者数

認定農業者制度は平成 21 年から実施しており、平成 30 年時点で 7 人が認定を受けています。

〔認定状況〕

〈経営モデル〉

- I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業
- II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業
- III 環境と調和した農産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
- IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
- V 地域産業の一翼を担う農業、地域産業と連携を進める農業

認定者	認定期間	経営モデル
A	H22.3.29~H27.3.28 更新せず	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業 II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業
B	H22.3.29~H27.3.28 H27.4.1~H32.3.31	IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
C	H22.3.29~H27.3.28 H27.4.1~H32.3.31	II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業 III 環境と調和した農産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
D	H22.3.29~H27.3.28 H27.4.1~H32.3.31	II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業 IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
E	H23.3.28~H28.3.27 H28.3.28~H33.3.27	IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
F	H30.7.1~H35.6.30	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業 IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
G	H30.7.1~H35.6.30	Fの家族経営協定締結者
H	H30.7.1~H35.6.30	Fの家族経営協定締結者

資料：市資料

⑤農業後継者（販売農家）

平成 27 年の販売農家数 23 戸のうち、同居している農業後継者がいるのは 11 戸、他出しているが農業後継者がいるのは 6 戸で、17 戸に農業後継者がいる状況です。

平成 22 年と平成 27 年の比較では、同居農業後継者の比率は、平成 22 年で 57.6%、27 年で 47.8%と減少していますが、他出農業後継者を含めると、72.7%から 73.9%と若干増えているものの、戸数としては、全体が減少しています。

〔農業後継者の有無別農家数〕

(単位:戸)

年次	販売農家計	同居農業後継者がいる			同居農業後継者がいない	
		小計	男	女	他出農業後継者がいる	他出農業後継者がいない
平成 22年	33	19	17	2	5	9
平成 27年	23	11	10	1	6	6

資料：農林業センサス

※平成 17 年以前は区市町村別データなし。

(2) 環境保全型農業の取り組み

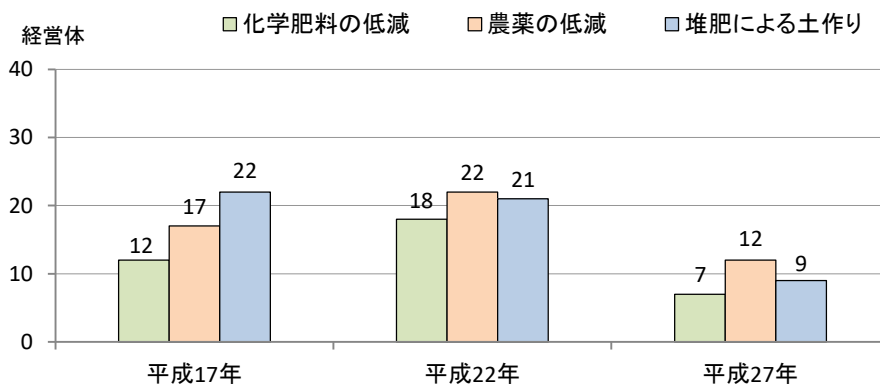
環境保全型農業の取り組みは、平成27年で化学肥料の低減が7経営体、農薬の低減が12経営体、堆肥による土作りが9経営体の28経営体（延べ）で取り組んでいます。平成17年との比較では、化学肥料の低減が12経営体から7経営体に減少し、農薬の低減が17経営体から12経営体に減少、堆肥による土作りが22経営体から9経営体に減少しています。

東京都エコ農産物認証※生産者の状況は、13人が認証を受けており、2人が「東京エコ50」、他は「東京エコ25」となっています。

※東京都エコ農産物認証制度：土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都の慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上（東京エコ25）、50%以上（東京エコ50）、不使用の3区分で認証し、都が認証農産物の安全性を確認しPRをする。

資料：東京都産業労働局ホームページ

〔環境保全型農業の取り組みの推移〕



資料：農林業センサス

※延べ経営体数 ※平成17年は、家族経営体数。平成22年、27年は、農業経営体数。

※平成12年以前はデータなし。

(3) 農業者団体の状況

市内では、農家で組織される様々な団体が組織され活動しています。

〔農業団体の活動内容〕

団体・協議会等	主な活動内容
多摩市農業団体連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 多摩市内農業のPRと消費者とのふれあいの場として「いきいき市農産物直売所」を運営 市内の農業関連組織5団体（椎茸生産組合、園芸部、学校給食連絡協議会、即売推進協議会、青壮年部）のとりまとめ団体として、団体間の交流活動や視察研修会の開催
多摩市椎茸生産組合	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の椎茸活着診断の巡回指導 椎茸栽培資材（原木・種駒）の共同購入 植菌済ホダ木の幹旋 椎茸・その他様々な品種の茸類を仕入れ、組合員に安価で販売し、導入品種検討のために栽培を行う 多摩市農産物即売推進協議会の朝市に参加 稲城市特殊林産組合との合同研修
多摩市園芸部	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと多摩夏まつり「朝顔市」に出荷する朝顔を生産 朝顔市で朝顔の生産過程をパネル展示し、広く市民に都市農業をPR 朝顔市の巡回指導等により栽培技術の向上、品質の均一化 野菜苗の即売で良質な苗を供給し、市民が農業に触れる機会を提供
多摩市学校給食連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食へ農作物の供給 食育教育に関する事業 講習や新たな品種の導入
多摩市農産物即売推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 朝市（毎週水曜日・金曜日）の開催 共通の販売資材を使用することで農産物規格の統一 試験栽培による農業技術向上と新品種の選定・導入 市内各種イベントの参加によるPR活動 チラシ作成などによる即売と農業のPR
多摩地区青壮年部	<ul style="list-style-type: none"> 都市農政推進運動 都市農業PR運動 地産地消推進運動

(4) 女性農業者の取り組み

多摩市では、農家の配偶者が農業に携わる機会が多く、家族経営協定に基づき認定農業者となっている女性農業者が1名いるほか、自ら農家レストランを経営している方もいます。

生産面においては、市民の認知度が高い「朝顔市」で販売する朝顔の栽培は、女性農業者が大いに貢献しています。

また、農業委員会への女性の参画については、農業委員会等に関する法律が改正され、新制度による農業委員会がスタートした平成29年度からは、13名の農業委員中4名の女性農業委員がおり、その割合は30.8%と都内平均8.1%を大きく上回り、東京都内では島しょ部を除きトップとなっています。

（平成30年5月農林水産省経営局「平成29年度 農業委員への女性の参画状況」より）

5 現在の農業振興施策

(1) 農業経営支援の取り組み

①都市農業推進補助金

多摩市では、農業経営の安定化と都市機能としても重要な役割を果たす農地の保全を図り、市内の農産物の供給の確保を目的とした都市農業推進補助金制度を設けて、市内の農業者、農業団体の経営支援を行っています。

②認定農業者制度

多摩市では、効率的かつ安定的な農業経営の目標を立て、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者を支援する仕組みである農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を設けて、意欲ある農業者の取り組みを支援しています。

(2) 共同直売所等の支援

多摩市では、農家が組織する団体が運営する共同直売所に対して、情報発信や補助金などにより支援を行い、市民の方々に新鮮で安全安心な農産物を供給できるよう取り組みを行っています。

また、農家の共同組織であるJ A東京みなみにおいても多摩支店や日野万願寺直売所で販売を行っています。

このほか、永山駅前の商業施設内に長野県富士見町(友好都市)と共同でアンテナショップを設置し、ここでも市内産農産物の販売を行っています。

〔共同直売所等の状況〕

①いきいき市

所 在：多摩市関戸1丁目 聖蹟桜ヶ丘駅前

運 営：多摩市農業団体連絡協議会

営業日：毎週月曜、木曜日

営業時間：13：30～（売切れ次第終了）



②朝市

所 在：多摩市関戸6丁目 J A東京みなみ多摩支店前

運 営：多摩市農産物即売推進協議会

営業日：毎週水曜、金曜日

営業時間：8：45～（売切れ次第終了）



③グリーンショップ多摩

所 在：多摩市関戸6丁目 J A東京みなみ多摩支店

運 営：J A東京みなみ

営業日：月～土曜日



④ Farmer's market 東京 みなみの恵み

所 在：日野市万願寺6丁目

運 営：J A東京みなみ

営業日：月～日曜日（水曜定休）



⑤多摩市&長野県富士見町共同アンテナショップ「Ponte」(ポンテ)

所 在：多摩市永山1丁目

運 営：NPO法人シーズネットワーク

営業日：月～日曜日（定休日は年数回）



資料：多摩市ホームページ、多摩市の農産物応援サイト agri agri ホームページ、みなみの恵みより写真提供

(3) 担い手対策

①援農ボランティア講習会

農家の高齢化にともなう人手不足や業務拡大の担い手支援策として、平成 27 年度より「援農ボランティア講習会」を実施しています。

講習の内容としては、座学での講義、ボランティア受入農家の畑での個別実習、全体講習、交流会などを行っています。

講習会修了生は、農作業を支援する「援農ボランティア」として活動しており、修了生が援農ボランティアとして定着する割合は年々上がっています。



受入農家での講習受講中の様子

資料：多摩市の農産物応援サイト agri agri



全体講習（堆肥づくり）の様子

資料：多摩市の農産物応援サイト agri agri

〔多摩市援農ボランティア制度 ボランティア・農家の推移〕

	講習会修了生	継続ボランティア※1	講習生受入農家	ボランティア受入農家※2
平成 27 年度	13 名		5 名	
平成 28 年度	4 名	6 名	4 名	2 名
平成 29 年度	5 名	8 名	5 名	2 名
平成 30 年度	12 名※3	12 名	7 名	2 名

※1 継続ボランティアとはボランティア講習を修了し、そのままボランティアを継続している者を指す。継続ボランティアは前年度までの修了生（累積）対比で平成 28 年度 46.2%から平成 30 年度は 54.5%と上がってきている。

※2 ボランティア受入農家とは、講習生を受け入れていないが、継続ボランティアを活用している農家を指す。（講習生も継続ボランティアも受け入れている農家は、講習生受入農家としてカウントしている。）

※3 平成 30 年度については講習生人数。

②後継者等への就農支援

多摩市では、J A 東京みなみや南多摩農業改良普及センターが行う様々な就農に関するセミナー等の案内を行っています。

【フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー】

主催：東京都 J A 東京中央会

内容：農業後継者や新規就農者が基礎的・実践的な農業技術や経営管理を学ぶ研修。全体研修と地区研修があり、全体研修では流通、経営、都市農政等について講演、視察研修を実施。地区研修は野菜、果樹、花き、植木、畜産の 5 コースから選択し、講義、視察など通じ基礎知識を学ぶ。

【J A 東京みなみ農業大学シニア就農者基礎講座】

主催：J A 東京みなみ 支援：農業改良普及センター

内容：会社を定年・退職し、新たに農業に従事した農業者を対象に、J A 東京みなみ管内の栽培技術の高い農家を講師として、主に野菜栽培の育苗、出荷調整等の実習により技術を学ぶ講座。

(4) 学校給食への供給

市内産農産物の販路拡大と市内小中学生への食育の取り組みとして平成 7 年から学校給食に供給を開始しました。

納品量も増加し、農作物を納品している農家による「多摩市学校給食連絡協議会」と J A 東京みなみ及び市内小中学校の栄養士が年に 2～3 回の話し合いを行い、計画的な作付け等を行っています。

(5) 特産品開発の推進

多摩市では、平成 6 年から市内産の農産物を活用した特産品の開発を始め、現在様々な商品が販売されています。

①多摩の地酒「原峰のいずみ」

多摩市産の米 100% 使用

平成 8 年から販売開始



②手作り味噌「原峰のかおり」

酒造好適米のうち酒米として出荷できなかった米の有効利用から始まり、市内産米と麦、市内産及び国産大豆を使用。

平成 13 年から販売開始。



③おらが町の梅酒「白加賀（しらかが）」

多摩市で収穫される白加賀梅を 100%使用。平成 25 年から販売開始。



④桜ぼるぼろん

全国に多摩市を知ってもらおう取り組みとして産学官連携で構成する「多摩市の手みやげプロジェクト」で誕生。市内産の桜の塩漬けを使用。

平成 25 年から販売開始。



⑤焼きかりんとう多摩の散歩道

市内産地粉を使用したうどんの麺と多摩の味噌「原峰のかおり」をベースにした特製タレを使用。

平成 28 年から販売開始。



⑥たまっ子ベリー

多摩市の学校給食センターと農家の意見交換会から誕生。当初は学校給食用として生産を始め、現在は一般販売開始。市内産のブルーベリーで作ったゼリー。

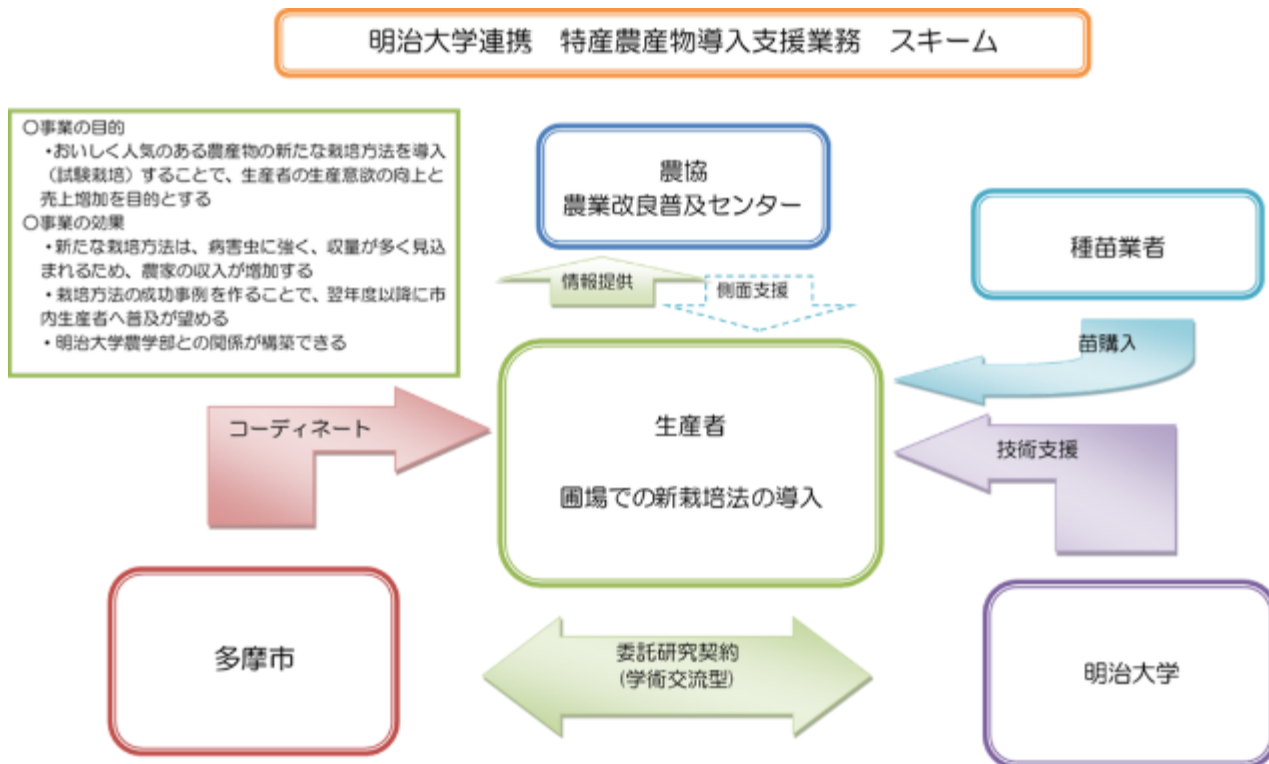
平成 27 年から販売開始（季節限定）。



資料：多摩市公式ホームページ、多摩市の農産物応援サイト agri agri J A東京みなみホームページより

⑦特産農産物導入支援事業

明治大学との連携事業として、平成 29 年度よりミニトマトのソバージュ栽培[®]とアスパラガスの採りつきり栽培[®]を市内農地で試験栽培・巡回指導を行っています。



(6) 農業イベント、農業情報の発信

①ふるさと多摩夏まつり

都市農業の新たな展開と市の名物を作ろうと検討が開始され、朝顔生産がはじまり、昭和 56 年に最初の品評会が行われました。それ以降「ふるさと多摩夏まつり 朝顔市」として現在まで続いています。地元農家が丹精込めて育てた 1,000 鉢を超える朝顔が並ぶ「朝顔市」を中心に、地場野菜の販売や地元商店会によるイベントなど、夏の訪れを告げる風物詩として開催しており、市民に親しまれています。

資料：多摩市ホームページ



朝顔市チラシ

②多摩市の農産物応援サイト「agri agri(アグリアグリ)」

市内で見つけた四季折々の「農」のある風景や、がんばっている農家さんたちの様子、「農」を通じた地域の人々の交流などを紹介しているホームページです。また、ブログ、Facebook、Twitter、Instagram でも幅広く発信しています。

資料：多摩市ホームページ、多摩市の農産物応援サイト agri agri ホームページ



多摩市の農産物応援サイト agri agri(アグリアグリ) ホームページ

(7) 農業体験や交流機会の提供

①家庭菜園・体験型市民農園

多摩市では、市民農園として家庭菜園の名称で市が地元の農家から土地を借りて7ヶ所、296区画開設し、市民が趣味で野菜作りを楽しめる場として貸し出しています。

また、農家が開設する農園である体験型市民農園は、農園主の作付計画のもと、指導を受けながら野菜作りが楽しめます。(3ヶ所、106区画)

〔家庭菜園（平成30年4月現在）〕

NO.	菜園名	所在地	区画面積	区画数
1	乞田	豊ヶ丘1-1-3	10m ²	30
2	和田第2	和田366-1	10m ²	22
3	上和田	和田2117-1	20m ²	36
4	落川	落川1139-1	20m ²	65
5	くるまぼり	東寺方1-15	10m ²	26
6	一ノ宮	一ノ宮4-20-16	10m ²	19
7	かじやの台	和田2115	10m ²	98

〔体験型市民農園（平成30年4月現在）〕

No.	菜園名	所在地	区画面積	区画数
1	多摩有機農法塾	連光寺6-16-2	30m ²	25
2	ふれあいファーム	一ノ宮1-13-18	30m ²	21
3	多摩落川 新倉体験農園	落川1231-1	3m ² ~8m ²	60

資料：多摩市ホームページ

②家族体験農業

市内4ヶ所の畑で、子どもたちやその家族が農業委員の指導を受けて、さつま芋や落花生など、苗の作付けから収穫までの一連の農作業の一部を体験する児童館との共催事業です。

この事業を通じて、子どもたちが農業に関心を持ち、収穫する野菜や食物を身近に感じ、日々の食を大切に作る心を育むとともに、野菜の栽培育成過程や土とのふれあいを深めることにより、農への理解をはじめ、その学習効果及び情緒的な心の育成を目的としています。



資料：多摩市ホームページ

③農業ウォッチングラリー

市内農地は、多摩ニュータウンを中心とした都市開発の中で急速に減少していますが、現在でも貴重な農産物を栽培する農地は、市街地の中に存在しています。

このような貴重な農地を歩いて巡り、そこで栽培されている新鮮な農産物を収穫し、市内の農地の再発見やその有効性を多くの市民の方に理解してもらいます。都市化の進む多摩市において、市民と交流するふれあい農業を実現することで、都市の農業が共存するまちとなることを目的としています。



資料：多摩市ホームページ

④小中学校での農業授業への協力

農業者は、市内の小中学校からの要請を受けて、総合的な学習の時間のゲストティーチャー、田植え指導や座学、グリーンカーテン作り、小学生の社会科見学として農家の畑の見学、中学生の職場体験の受け入れ等の協力を行っています。

⑤農業者と消費者との交流事業

農業者が消費者ニーズを把握する場、そして消費者である市民が生産農家の現状を理解する場として、たま食育フェスタでの情報発信や、市内で採れた農産物を料理して食べるイベントなどの市内農業者と消費者による交流事業を実施しています。

⑥災害時の協力

災害時に必要となる食糧、食料品及び日用品等の救護物資の供給について、J A東京グループと多摩市の間で協定を締結しています（JA 東京グループ災害協定：平成 20 年 6 月締結）。



市内小学校での農業授業の様子

資料：多摩市の農産物応援サイト agri agri

6 農業者・市民の意向把握

(1) 農家・市民意向調査

計画策定にあたり、農業者及び市民の農業・農地に関する意向を把握するために、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

①農家意向調査・市民意向調査の概要

	農家意向調査	市民意向調査
調査対象	一定規模の農地を所有する市内農業者 91 戸を対象に実施	無作為抽出により選ばれた 23 歳以上の市民 500 人を対象に実施
調査期間	平成 30 年 7 月 10 日～8 月 31 日	平成 30 年 7 月 10 日～8 月 31 日
調査方法	郵送による配付回収 一部、電話による協力依頼	郵送による配付回収
配付数	91 票	500 票
有効回収数	73 票	206 票
有効回収率	80.2%	41.2%
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ○回答者の属性 (性別・年齢／家族構成・人数／農業の従事状況・人数／後継者／居住地区／農業継続意向／認定農業者制度の認知度) ○農業の状況 販売方法・販売先／今後の農業経営／農業所得目標／経営上不安なこと／後継者の支援策 ○市民との交流等について どんな交流を望むか ○農地について 生産緑地の所有状況・今後の意向／宅地農地の今後の方向 ○今後の農業施策の要望 	<ul style="list-style-type: none"> ○多摩市農業について 農業の認知度／居住地の農地／特産品の認知度 ○農地について 農地の減少に対する評価／農地への期待 ○農産物の購入 購入場所／市内農産物の購入意向／市内農産物購入基準、評価／市内農産物への要望 ○農業とのふれあい 農とのふれあい事業の参加／今後の参加意向
回答者の属性	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者は、「男性」が 83.6%、「女性」が 15.1%、「無回答」が 1.4% ・年齢は「50 歳代」が 11.0%、「60 歳代」が 30.1%、「70 歳代」が 34.2%、「80 歳以上」が 21.9%、「無回答」が 2.7% (※上記 2 項目は、小数第 2 位を四捨五入のため、合計は 100.1%又は 99.9%となる) ・世帯構成は「二世帯世帯」が 38.4%、「三世帯世帯」が 24.7%、「二世帯世帯」が 20.5% ・続柄は、「世帯主」が 89.0%、「配偶者」が 4.1%、「後継者」が 5.5%、「無回答」が 1.4% ・後継者は、「今はわからない」が 34.2%、「後継者となる者がいる」が 27.4%、「農業の後継者はいない」が 26.0% ・農業に従事している家族は、「本人のみ」が 30.1%、「本人と子ども」が 15.1%、「夫婦」が 27.4%、「夫婦と子ども」が 13.7%、「本人と親」が 4.1%、「夫婦と親」が 1.4%、「その他」が 8.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者は、「女性」が 51.5%、「男性」が 41.3%、「無回答」が 7.3% ・年齢は、「30 歳未満」が 2.9%、「30～45 歳未満」が 20.9%、「45～60 歳未満」が 24.3%、「60～65 歳未満」が 10.2%、「65 歳以上」が 40.3%、「無回答」が 1.5% (※上記 2 項目は、小数第 2 位を四捨五入のため、合計は 100.1%となる) ・職業は、「会社員・公務員」が 31.1%、「専業主婦」が 25.7%、「無職」が 20.9% ・世帯構成は、「二世帯世帯」が 45.6%、「夫婦のみ世帯」が 32.5% ・乳幼児・園児・小学生がいる世帯は 18.4% ・中学生・高校生がいる世帯は 7.8% ・農業への関心は「ある」が 55.3%、「わからない」が 24.3%、「関心がない」が 17.5% ・農業体験は、「経験がない」が 70.9%、「以前経験した」が 21.4%、「今も経験している」が 6.3%

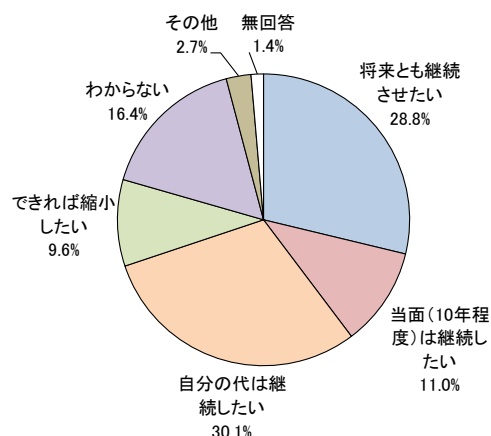
②農家意向調査結果の概要

7割の農家が農業継続意向を示し、後継者のいる農家は4割を占め、特定生産緑地制度の活用による農地保全意向のある農家は半数に満たない状況です

●今後の農業継続意向

「自分の代は継続したい」が30.1%、「将来とも継続させたい」が28.8%、当面（10年程度）は継続したいが11.0%であり、農業継続意向のある農家は約70%を占めています。

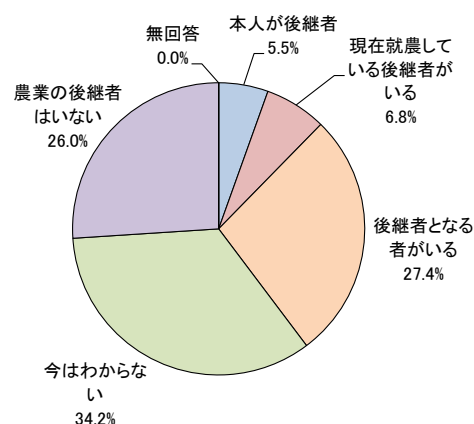
〔今後の農業継続意向（農家意向調査）〕



●農業後継者の状況

「今はわからない」農家が最も多く34.2%を占め、次いで「後継者となる者がいる」が27.4%、「農業の後継者はいない」が26.0%、「現在就農している後継者がいる」と「本人が後継者」の合計が12.3%であり、約40%の農家に後継者がいます。

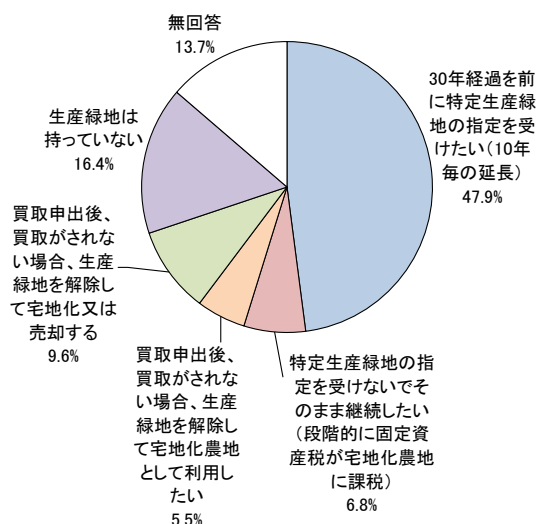
〔農業後継者の状況（農家意向調査）〕



●農地について：生産緑地の所有に関する意向

「特定生産緑地指定を受けたい」が47.9%であり、特定生産緑地制度を活用し、農業継続意向を示す農家は半数に満たない状況です。

〔農地について：生産緑地の所有に関する意向（農家意向調査）〕



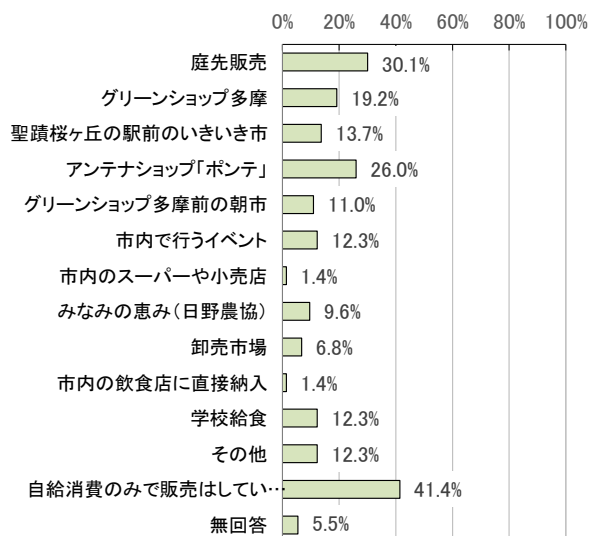
※この意向調査は「特定生産緑地制度説明会」開催前に実施したものです。

農産物販売は、庭先の個人直売所と共同直売所が主で
スーパーや小売店への販売は極めて少ない状況です

●農産物の販売方法・販売先

「自家消費のみで販売はしていない」が最も多く41.4%です。一方、販売先としては「庭先販売」30.1%、アンテナショップ「Ponte」26.0%、「グリーンショップ多摩」19.2%が多く、いきいき市、学校給食、市内イベント、朝市が10%強となっています。市民が最も利用する「市内のスーパーや小売店」や「市内の飲食店への直接納入」は1.4%に過ぎません。【複数回答】

〔農産物の販売方法・販売先（農家意向調査）〕



農業経営は現状維持が多く、
自分の健康、税負担、労働力不足に不安を感じています

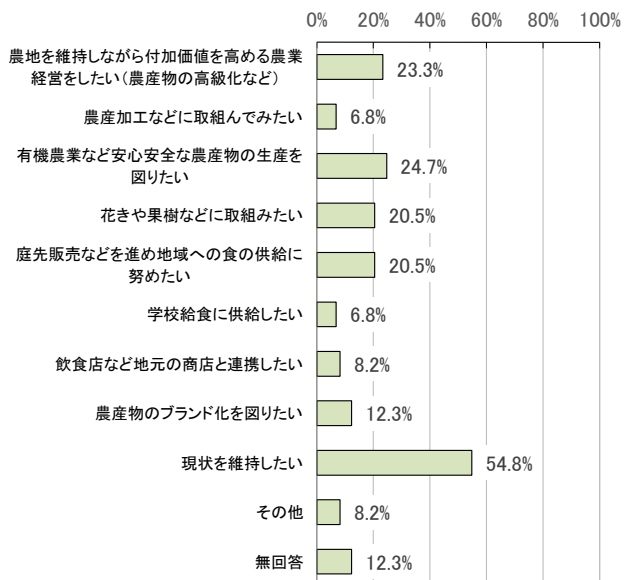
●農業経営について考えていること

「現状維持」が最も多く54.8%であり、「有機農業など安心安全な農産物生産」、「付加価値を高める農業経営」、「花きや果樹などに取組みたい」、「庭先販売による地域への食の供給」が20%強となっています。【複数回答】

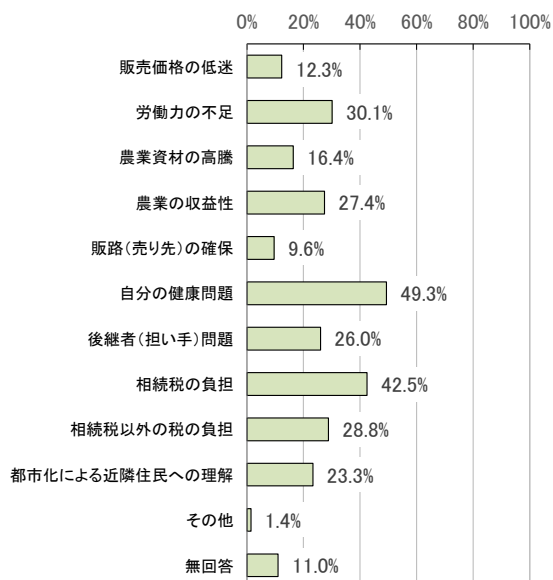
●農業経営に対する不安

「自分の健康問題」が49.3%であり「相続税負担」が42.5%、「労働力の不足」が30.1%、「相続税以外の税の負担」が28.8%、「農業の収益性」が27.4%、「後継者（担い手）問題」が26.0%、「都市化による近隣住民への理解」が23.3%となっています。【複数回答】

〔農業経営について考えていること（農家意向調査）〕



〔農業経営に対する不安（農家意向調査）〕

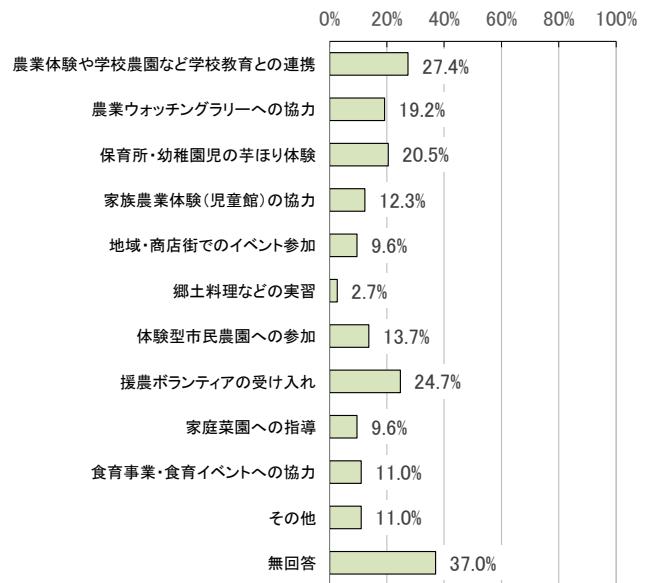


市民との交流を望む農家では、農業体験等の多様な交流を望んでいます

●市民との交流

無回答が 37.0%となっており、次いで「学校教育との連携」27.4%、「援農ボランティアの受け入れ」24.7%、「保育所・幼稚園児の芋ほり体験」、「農業ウォッチングラリーへの協力」が20%前後となっています。【複数回答】

〔市民との交流（農家意向調査）〕



農業ウォッチングラリーの様子

資料：多摩市の農産物応援サイト agri agri



援農ボランティア受入農家講習の様子

資料：多摩市の農産物応援サイト agri agri

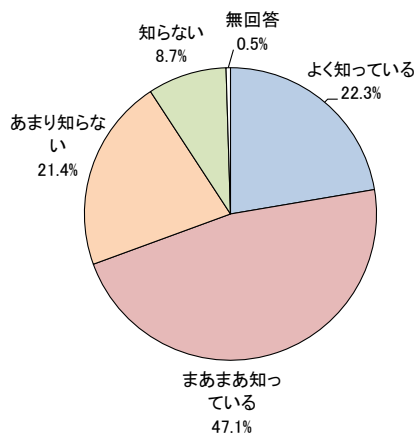
③市民意向調査結果の概要

市民の多摩市農業の認知度と農地の保全意向は高く、
農地に対して農産物の供給や緑地環境、子ども教育の場として期待しています

●多摩市農業の認知度

「まあまあ知っている」が47.1%と半数近くを占め、「よく知っている」の22.3%を加えると約70%の市民が多摩市農業を知っていることになります。

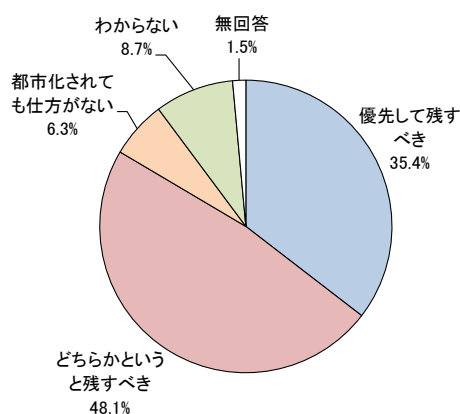
〔多摩市農業の認知度（市民意向調査）〕



●減少する農地に対する考え

農地の減少に対しては、「どちらかというに残すべき」が48.1%、「優先して残すべき」が35.4%であり、保全意向が83.5%を占めています。一方、「都市化されても仕方がない」は6.3%と極めて少なくなっています。

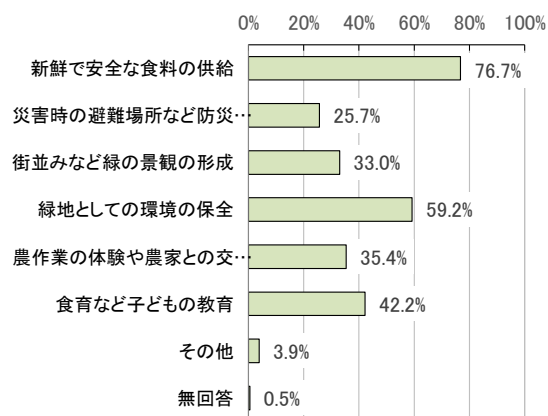
【減少する農地に対する考え（市民意向調査）】



●農地に期待すること

「新鮮で安心な食料の供給」が76.7%と特に多く、「緑地としての環境の保全」が59.2%、「食育など子どもの教育」が42.2%となっています。【複数回答】

〔農地に期待すること（市民意向調査）〕

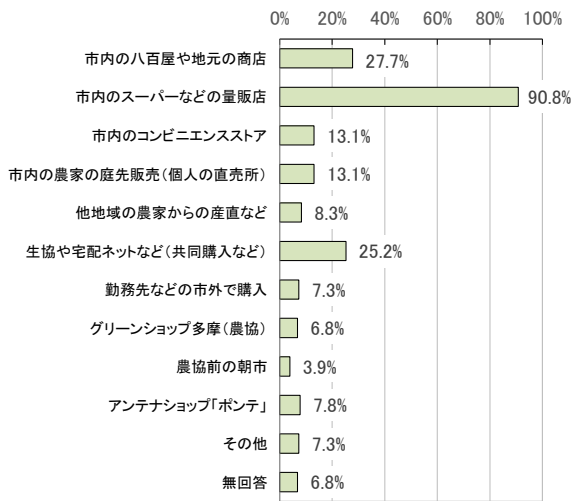


市民の農産物の購入場所は市内スーパーが大半で、
市内農産物の販売場所の情報提供や増設を求めています

●農産物の購入場所

「市内のスーパーなどの量販店」が90.8%と大半であり、「市内の八百屋や地元の商店」が27.7%、「生協や宅配ネットなど」が25.2%となっています。「市内の農家の庭先販売」は13.1%となっています。【複数回答】

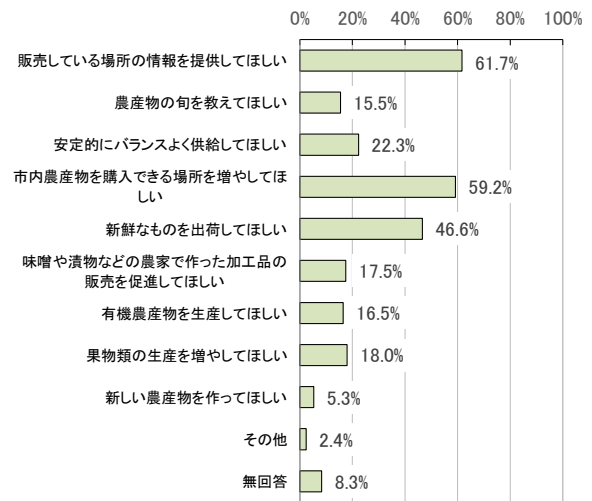
〔農産物の購入場所（市民意向調査）〕



●市内農産物への要望

「販売場所の情報を提供してほしい」と「購入できる場所を増やしてほしい」が特に多く60%程度であり、「新鮮なものを出荷してほしい」が46.6%となっています。【複数回答】

〔市内農産物への要望（市民意向調査）〕

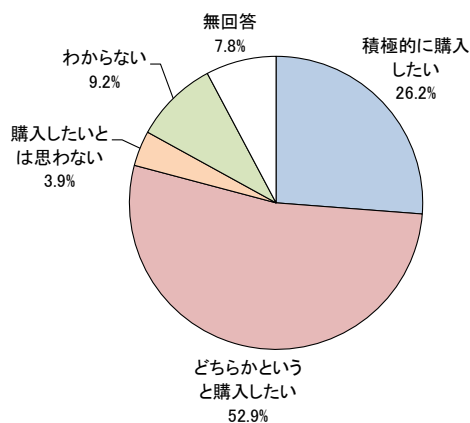


市内農産物の購入意向は高く
安全、安心な農産物を求めています

●市内農産物の購入意向

「どちらかというで購入したい」が52.9%、「積極的に購入したい」が26.2%であり、合わせて79.1%となり購入意向は極めて高いと考えられます。

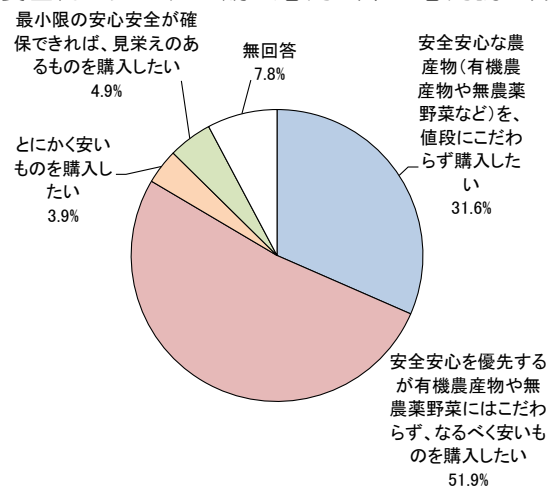
〔市内農産物の購入意向（市民意向調査）〕



●農産物の安全性と購入意向

「安全安心を優先するが有機農産物や無農薬野菜にはこだわらず、なるべく安いものを購入したい」が51.8%を占めますが、「安全安心な農産物を、値段にこだわらず購入したい」も31.6%となっており、値段にこだわらず安全安心な農産物の購入意向も高くなっています。

〔農産物の安全性と購入意向（市民意向調査）〕

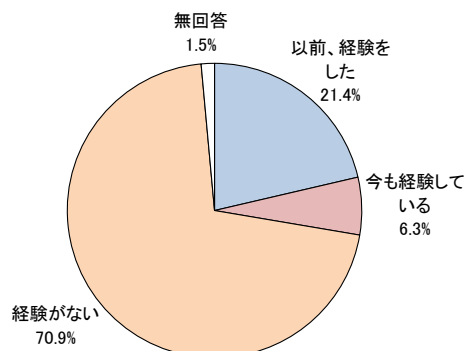


農業経験のある市民は少ないが、
手軽な収穫体験や農産物栽培、援農等の多様な体験意向が示されています

●農業経験

「経験がない」が特に多く 70.8%を占め、「以前、経験をした」が 21.4%、「今も経験している」は 6.3%に過ぎません。

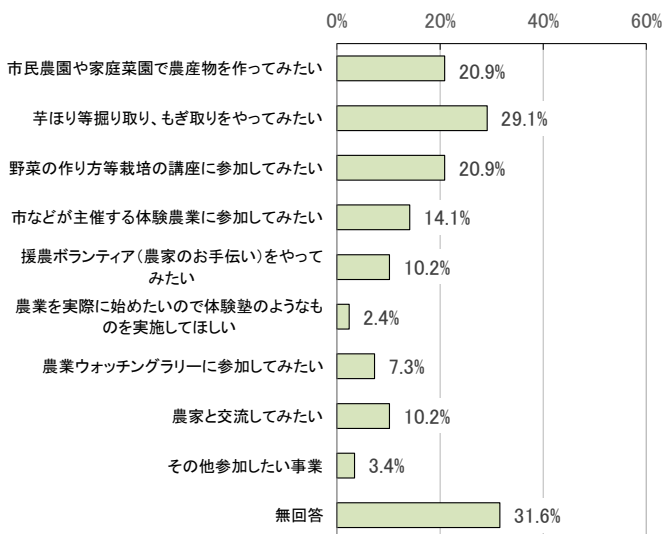
〔農業経験（市民意向調査）〕



●農業とのふれあいへの参加意向

「掘り取り、もぎ取りをやってみたい」が 29.1%、「市民農園や家庭菜園の利用」「野菜づくり等の講座参加」が 20.9%となっています。また、「体験農業への参加」14.1%、「援農ボランティアをやってみたい」、「農家と交流してみたい」が 10.2%となっており、意向のある市民を把握できれば、援農や農家との交流拡大の可能性も考えられます。【複数回答】

〔農業とのふれあいへの参加意向（市民意向調査）〕



（2）その他の農業者・市民意向把握

農家・市民意向調査の他に、下記の意向把握を行いました。

①農家ヒアリング：平成 30 年 9 月 7 日（金）に、市内農地を地区別に分けて抽出した 11 農業者を対象に実施。

②消費者意見箱：平成 30 年 9 月 13 日（木）から 28 日（金）までの間、グリーンショップ多摩前の「朝市」、「いきいき市」、アンテナショップ「Ponte」の購買客を対象に実施。

③障がい者団体アンケート：平成 30 年 12 月 3 日（月）に市内の障がい者施設 20 施設にアンケートを送付。

④市民フォーラム：平成 30 年 10 月 28 日（日）に市民及び農業者を対象に多摩市の農業の現状と本プランの考え方を示し意見交換を実施。

7 隣接市との比較検討

多摩市は農地面積が少なく、そのため総土地面積に対する割合は2.0%、人口一人当たりの農地面積は2.9 m²/人と隣接市との比較では、最も少なくなっています。

生産緑地面積割合も、近隣市より低くなっていますが、生産緑地に占める相続税納税猶予農地の割合が42.6%と他市よりも高く、少ない農地ですが継続する可能性は高いと考えられます。

農業産出額も、農地面積が少ないことから、近隣市と比べて低くなっています。

〔隣接市との比較データ〕

項目	多摩市	稲城市	府中市	日野市	八王子市	町田市
総土地面積(km ²)	21.01	17.97	29.43	27.55	183.38	71.80
総人口(人)	147,849	87,461	256,748	182,765	562,795	426,937
総世帯数(世帯)	69,312	37,780	121,495	85,408	259,729	190,100
農地面積(ha)	42.7	139.0	132.6	162.3	839.0	554.0
(総土地面積に対する割合)	2.0%	7.7%	4.5%	5.9%	4.6%	7.7%
(人口に対する割合)m ² /人	2.9	15.9	5.2	8.9	14.9	13.0
A市街化区域内農地面積	42.7	139.0	132.6	162.3	407.7	332.7
B生産緑地面積(ha)	28.4	113.5	100.9	116.6	242.5	232.1
B/A	66.5%	81.7%	76.1%	71.8%	59.5%	69.8%
C相続税納税猶予農地面積	12.1	27.2	27.7	42.1	90.2	92.0
C/B	42.6%	24.0%	27.5%	36.1%	37.2%	39.6%
市街化調整区域内農地面積	-	-	-	-	431.3	221.3
農地面積(m ²)/人口	2.89	15.89	5.16	8.88	14.91	12.98
D農家数(戸)	83	251	326	301	1197	849
E販売農家数(戸)	23	175	162	150	392	374
自給的農家D-E(戸)	60	76	164	151	805	475
自給的農家率(%)	72.3%	30.3%	50.3%	50.2%	67.3%	55.9%
農業産出額合計(百万円)	134	1,277	640	929	2571	1,915
産出額/農家(百万円)	1.6	5.1	2.0	3.1	2.1	2.3
産出額/人(円)	906	14,601	2,493	5,083	4,568	4,485
産出額/世帯(円)	1,933	33,801	5,268	10,877	9,899	10,074

資料：「平成28年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック」より作成